（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日）

第四条　第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、令和二年十月十日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十三号

令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令

内閣は、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、令和元年台風第十九号による災害を指定する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　赤羽　一嘉

法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十四号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第九項第三号中「第十四条」を「第十三条」に改める。

附　則

この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第三号

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第六十三条の規定に基づき、自然環境保全法第六十条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令を次のように定める。

令和元年十一月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　赤羽　一嘉

自然環境保全法第六十条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令

（趣旨）

第一条　自然環境保全法（以下「法」という。）第六十条から第六十二条までの規定の実施のため必要な手続その他の事項については、他の法令に定めるもののほか、この命令の定めるところによる。

（告知）

第二条　法第六十条第一項の規定による告知は、告知を受ける者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付することにより行うものとする。

一　事件に係る船舶の名称
二　違反者の氏名
三　逮捕又は押収（以下「逮捕等」という。）の年月日
四　違反の類型
五　法第六十条第二項各号に掲げる事項
六　担保金（担保金の提供を保証する書面（以下「保証書」という。）に記載されているところに従って提供されるものを除く。）又は保証書（以下「担保金等」という。）の提供期限
七　担保金等の提供場所及び提供先
八　告知の年月日
九　告知をする取締官の氏名及びその者が法第六十条第一項の取締官である旨
十　その他必要な事項

（担保金等の提供期間の延長）

第三条　担保金等の提供期間の延長を求める者は、次に掲げる事項を記載した書面を取締官に提出しなければならない。

一　提供期間の延長を求める者の氏名又は名称、住所及び違反者との関係
二　事件に係る船舶の名称
三　違反者の氏名
四　逮捕等の年月日
五　告知の年月日
六　希望する延長期間
七　提供期間の延長を求める理由
八　その他必要な事項

2　取締官は、前項の書面の提出があったときは、当該書面に係る担保金等の提供期間の延長を求めた者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一　提供期間の延長を求めた者の氏名又は名称及び住所
二　事件に係る船舶の名称
三　違反者の氏名